

4 パートタイム労働者等

4.1 パートタイム労働者比率

① 指標の解説

就業形態の多様化の現れとして、パートの増加が言われる。パートは統計調査では、「パートタイム労働者」(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)、「短時間労働者」(同「賃金構造基本統計調査」)、「パート」(総務省「労働力調査」)などの名称で調査されているが、定義が調査によって区々である。毎月勤労統計調査のパートタイム労働者と賃金構造基本統計調査の短時間労働者は、定義が「1日の所定労働時間が一般労働者より短い者あるいは1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者」と定義されている。労働力調査では、パートは「事業所においてパートと呼ばれている労働者」と定義され、呼称パートと呼ばれる。労働力調査は週間就業時間数も調査しており、「週間就業時間35時間未満の者」の数がパートの統計として代用されることもある。

なお、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「パート労働法」という。)においては、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者より短い者が「短時間労働者」と定義されている。

ここでは、次に掲げる条件ごとに、該当する労働者をパートとし、労働者に占める比率を算出する。()内はここで用いる略称である。

- ・1日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い者（短時間）
- ・呼称がパートの者（呼称パート）
- ・呼称がパートに加え、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託その他である者（呼称パート+その他）
- ・週間就業時間が35時間未満の者（週35時間未満）
- ・パート労働法上の定義に該当する者（パート法該当）

② 指標の作成結果

結果は図 4-1 のとおりである。

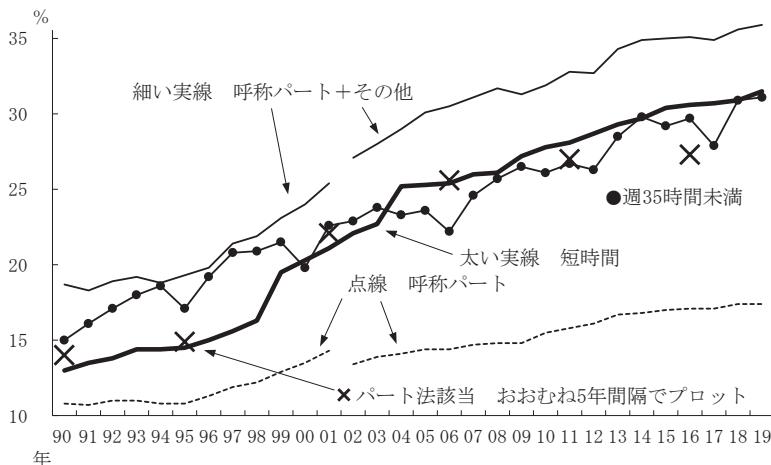
③ 作成結果の説明

各比率とも水準に違いはあるものの、ほぼ一貫して上昇傾向にある。

比率の水準は、「呼称パート」が最も低く、「呼称パート」にアルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他を含めた「呼称パート+その他」の比率が最も高い。

「パート法該当」の比率は、総じて、「短時間」の比率に近い結果となっている。

図 4-1 各種パートタイム労働者比率 (用語の意味は本文①)



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「パートタイム労働者総合実態調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」

注：「呼称パート」、「呼称パート+その他」の2001年までは各年2月に行われていた「労働力調査特別調査」による。2002年以降2012年までは「労働力調査（詳細集計）」年平均に基づく。それぞれ2011年は、岩手、宮城及び福島の3県を除く全国。「パート法該当」の2011年も、岩手、宮城、福島の3県を除く全国の数字である。2013年以降は「労働力調査（基本集計）」年平均に基づく。

④ 指標の作成方法

「短時間」の比率は、毎月勤労統計調査によるパートタイム労働者比率（全常用労働者に占めるパートタイム労働者の比率）そのものである。1日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い者は、毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者の定義そのものである。毎月勤労統計調査の2004年～2011年は時系列比較のための推計値、2012年～2017年は、東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元した再集計値である。

「呼称パート」の比率は、労働力調査（基本集計）の年平均による非農林業雇用者（役員を含む）に占める「パート」の割合である。ただし、2001年までは、各年2月に行われていた労働力調査特別調査による非農林業雇用者（役員を含む）に占める「パート」の割合、2002年以降2012年までは、労働力調査（詳細集計）の年平均による非農林業雇用者（役員を含む）に占める「パート」の割合である。

「呼称パート+その他」の比率は、同じく非農林業雇用者（役員を含む）のうち、呼称がパートに加え、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他の者も加えた者の割合である。

「週35時間未満」の比率は、労働力調査による非農林業雇用者（役員を含む、休業を含む）に占める週間就業時間数が1～34時間の者の割合である。「1～14時間」と「15～34時間」の非農林業雇用者数の合計を使った。

「パート法該当」の比率は、1990年、1995年、2001年、2006年、2011年、2016年に実施されたパートタイム労働者総合実態調査による。同調査は、「週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者」を「パート」としている。ここでは、これを法律上の定義と同等とらえた。2016年は毎月勤労統計調査の再集計の影響による再集計値を用いた。

⑤ 指標のデータ

指標の数値は次のとおりである。

表 4-1 パートタイム労働者比率

(単位 : %)

年	短時間	呼称 パート	呼称 パート +その他	週 35 時間 未満	パート法 該当
1990	13.0	10.8	18.7	15.0	14.0
1991	13.5	10.7	18.3	16.1	—
1992	13.8	11.0	18.9	17.1	—
1993	14.4	11.0	19.2	18.0	—
1994	14.4	10.8	18.8	18.6	—
1995	14.5	10.8	19.3	17.1	14.9
1996	15.0	11.3	19.8	19.2	—
1997	15.6	11.9	21.4	20.8	—
1998	16.3	12.2	21.9	20.9	—
1999	19.5	12.9	23.1	21.5	—
2000	20.3	13.5	24.0	19.8	—
2001	21.1	14.3	25.4	22.6	22.1
2002	22.1	13.4	27.1	22.9	—
2003	22.7	13.9	28.0	23.8	—
2004	25.2	14.1	29.0	23.3	—
2005	25.3	14.4	30.1	23.6	—
2006	25.4	14.4	30.5	22.2	25.6
2007	26.0	14.7	31.1	24.6	—
2008	26.1	14.8	31.7	25.7	—
2009	27.2	14.8	31.3	26.5	—
2010	27.8	15.5	31.9	26.1	—
2011	28.1	15.8	32.8	26.7	27.0
2012	28.7	16.1	32.7	26.3	—
2013	29.3	16.7	34.3	28.5	—
2014	29.7	16.8	34.9	29.8	—
2015	30.4	17.0	35.0	29.2	—
2016	30.6	17.1	35.1	29.7	27.3
2017	30.7	17.1	34.9	27.9	—
2018	30.9	17.4	35.6	30.9	—
2019	31.5	17.4	35.9	31.1	—
資料	厚生労働省 「毎月労働統計調査」年平均	総務省「労働力調査（基本集計）」年平均 2001 年までは各年 2 月の「労働力調査特別調査」、2002 年以降 2012 年までは「労働力調査（詳細集計）」	総務省「労働力調査」年平均	厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」	

注 1 : 「労働力調査」、「労働力調査（詳細集計）」の 2011 年は岩手、宮城及び福島の各県を除く全国。

注 2 : 「パートタイム労働者総合実態調査」の 2011 年は、岩手、宮城、福島の各県を調査対象から除外。

4.2 フリーター数、若年無業者数

① 指標の解説

昨今、その規模や動向が注目されるフリーター、若年無業者的人数を試算した。

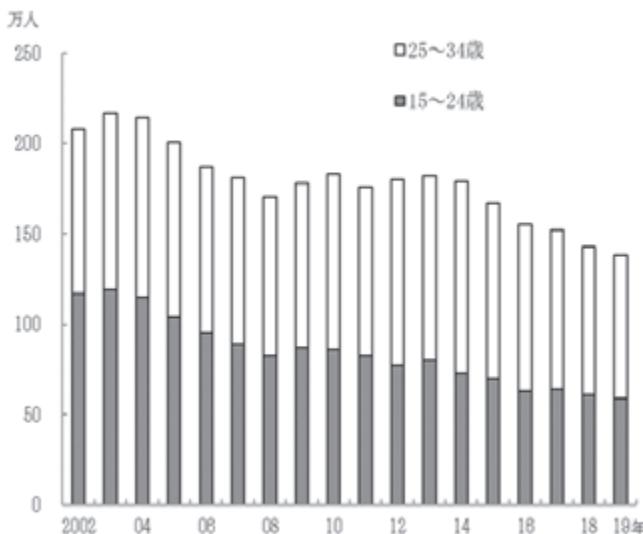
② 指標の作成結果

年齢階級別の結果は、図 4-2、図 4-3 のようになる。

③ 作成結果の説明

フリーター数は 2003 年に 217 万人でピークとなった後は減少傾向にあり、直近の 2019 年は 138 万人となっている。年齢階級別には 15~24 歳においては減少傾向にあり、2019 年は 59 万人となつた。一方、25~34 歳はおおむね横ばいで推移し、2014 年に 106 万人となって以降は減少し、2019 年は 79 万人となっている。

図 4-2 フリーター数



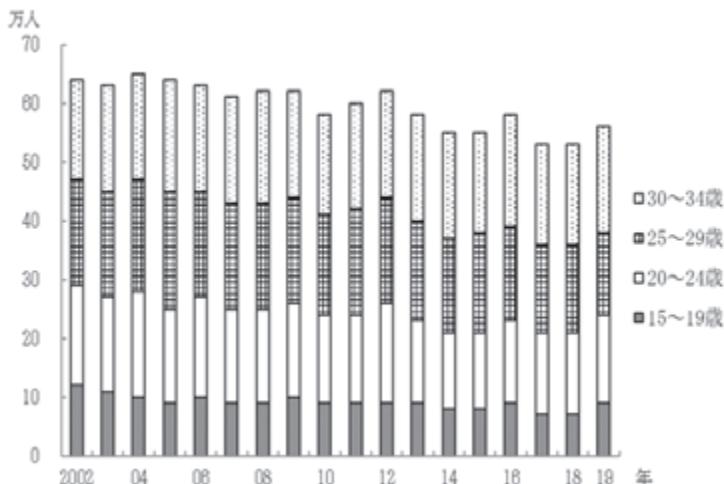
資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考までに 35～44 歳において、フリーターの要件（15～34 歳という年齢要件は外す）を満たす者をみると、2019 年は 53 万人となっている。さらに 45～54 歳をみると、2019 年には 46 万人となっている。

若年無業者数は、2019 年は 56 万人で、年齢階級別には 15～19 歳が 9 万人、20～24 歳が 15 万人、25～29 歳が 14 万人、30～34 歳が 18 万人となっている。

図 4-3 若年無業者数



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

④ 指標の作成方法

フリーターは、「労働力調査（詳細集計）」の統計を用いて、15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、

- ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ・完全失業者（2018 年以降は失業者）のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

- ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

をフリーターとした（平成 29 年版労働経済白書参照）。

若年無業者は、「労働力調査（基本集計）」の統計を用いて、15～34 歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を若年無業者とした（平成 29 年版労働経済白書参照）。

⑤ 指標のデータ

指標の計算結果は次のとおりである。

表 4-2 フリーター数

（単位：万人）

年	15～34 歳			年齢以外のフリーター要件を満たす者	
		15～24 歳	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳
2002	208	117	91	25	25
2003	217	119	98	29	26
2004	214	115	99	28	25
2005	201	104	97	30	25
2006	187	95	92	32	25
2007	181	89	92	38	23
2008	170	83	87	35	22
2009	178	87	91	42	26
2010	183	86	97	44	28
2011	176	83	93	50	27
2012	180	77	103	51	31
2013	182	80	102	55	36
2014	179	73	106	61	37
2015	167	70	97	57	41
2016	155	63	92	60	41
2017	152	64	88	53	42
2018	143	61	82	52	43
2019	138	59	79	53	46

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表 4-3 若年無業者数

(単位：万人)

年	計	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳
2002	64	12	17	18	17
2003	63	11	16	18	18
2004	65	10	18	19	18
2005	64	9	16	20	19
2006	63	10	17	18	18
2007	61	9	16	18	18
2008	62	9	16	18	19
2009	62	10	16	18	18
2010	58	9	15	17	17
2011	60	9	15	18	18
2012	62	9	17	18	18
2013	59	9	15	17	18
2014	56	8	14	16	18
2015	56	8	14	17	17
2016	57	9	14	16	18
2017	53	7	14	15	17
2018	53	7	14	15	17
2019	56	9	15	14	18

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。